

高津区市民活動支援拠点運営要綱

(趣旨)

第1条 高津区の市民活動団体を支援し、市民活動の活性化を図るため、市民活動支援拠点（以下「拠点」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 利用対象者は、「川崎市市民活動支援指針」（平成13年9月制定）で定義されている市民活動を行う団体とする。

(機能及び役割)

第3条 拠点には、その役割に応じて、次に掲げる機能を整備する。

- (1) 市民活動団体の打合せ等が行える会議室スペースとしての機能
- (2) 印刷機器等の機材を備えた作業コーナーとしての機能
- (3) ホームページや掲示・展示コーナー等としての情報発信・提供機能
- (4) その他、必要と認められる機能

2 拠点は、区拠点、準拠点に分け、それぞれ次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 区拠点 区の総合的拠点として、前項に掲げるすべての機能を備えたもの
- (2) 準拠点 区拠点の機能を補完する拠点として、区拠点に準じた機能を備えたもの

(施設名及び所在地)

第4条 拠点の施設名及び所在地は、別表のとおりとする。

(拠点相互の連携)

第5条 拠点は、次に掲げる事項等により相互が有機的に連携・連動を図る。

- (1) 利用申込の共通化
- (2) 予約状況等の一元的管理
- (3) 機材の共通利用
- (4) ホームページ等による総合的な情報発信

(整備主体)

第6条 区拠点及び準拠点の整備は、原則として区役所が行う。

(管理運営)

第7条 区拠点及び準拠点の管理は、各々の施設管理者が行うこととし、運営は区役所が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(高津区における市民活動等支援拠点の整備及びネットワーク化に関する要綱等の廃止)

2 高津区における市民活動等支援拠点の整備及びネットワーク化に関する要綱並びに高津区市民活動支援ルーム運営委員会設置要綱は廃止する。

別表（第4条関係）

種 別	施 設 名	所 在 地
区拠点	高津区役所4階市民活動支援ルーム	下作延2丁目8番1号
	橘出張所2階市民活動支援ルーム	千年1, 362番地1
準拠点	高津市民館11階市民活動支援ルーム	溝口1丁目4番1号